

投資法人の合併に係る税務上の取扱い ～平成21年度税制改正を中心として

新日本アーンスト アンド
ヤング税理士法人
パートナー

桑原 幸江



新日本アーンスト アンド
ヤング税理士法人
ディレクター

山本 恭司



投資法人の合併に関する税務上の取扱いは、本年度税制改正等を通じて明確化が図られ、合併に向けての税務面での整備が行われた。以下において、投資法人の合併に係る税務上の取扱いの概要を述べる。

1. 合併に係る法人税法上の取扱い

(1) 法人税法上の取扱いの概要

投資法人は、法人税法上、「内国法人」(法法2三)に該当し、したがって、投資法人の合併については、法人税法の規定に従うこととなる。法人税法において、合併は「適格合併」に該当するか否かにより、以下のように、課税関係が大きく異なる。

①原則(適格合併に該当しない場合)

法人税法における原則的な考え方は、合併による合併法人から被合併法人への資産・負債の移転も譲渡と同様であるというものである。したがって、被合併法人は、

合併の時における時価により資産・負債を譲渡したものとして、譲渡損益を認識することを要する(法法62①)。被合併法人の株主は、交付株式等の時価が資本金等の額を超える部分につき、みなし配当を認識し(法法24①)、さらに株式以外の資産の交付がある場合には、譲渡損益の認識も要する(法法61の2②)。一方、合併法人は、受け入れた資産・負債を時価で取得したものとして扱い、その時価純資産価額が合併により増加する資本の額と乖離しているときは、その差額は「資産調整勘定」または「負債調整勘定」(概念的に、会計上のパーチェス法におけるのれんまたは負ののれんに相当するもの)として、5年均等償却により損金又は益金の額に算入される(法法62の8)。

②特例: 適格合併

上記の原則的な取扱いに対し、合併が法人税法上、「適格合併」に該当するときは、特例として、簿価引継ぎ措置が適用となる。

すなわち、合併法人は被合併法人の帳簿価額により資産・負債を引き継ぐこととされる（法62の2①、法令123の3①）。被合併法人も帳簿価額により資産・負債を譲渡したことになるため、譲渡損益は発生しない。また、被合併法人の株主においても課税関係は生じず、被合併法人の株式の簿価が交付された合併法人の株式の取得価額に付け替えられることとなる。

（2）適格合併の判定（法2十二の八）

法人税法上、適格合併に該当するための要件としては、まず、被合併法人の株主等に合併法人株式又は合併親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産が交付されてはならない。ただし、①被合併法人の利益配当として交付される金銭、②反対株主に対する買取請求に基づく対価、及び、③合併により交付すべき株式に端数が生じた場合に、その端数部分の合計数を他に譲渡等して交付する端数相当額の金銭は除かれるた

め、これらの交付があっても、適格合併の判定の上で支障は生じない。なお、上記以外の金銭交付が行われた場合、たとえば、合併比率を調整する目的で合併交付金が支払われると、適格合併には該当しないこととなるため、留意を要する。

上記の要件を満たす場合には、次に、合併法人と被合併法人との支配関係の別により、それぞれ要件が定められている。ここで支配関係の別とは、①100%支配関係、②50%超100%未満の支配関係、及び、③（支配関係を前提としない）共同で事業を営むための合併の3つの区分である。③の要件（以下、「共同事業要件」という。）は、下記に示すすべての要件を満たす場合に該当する。

（3）投資法人の合併

投資法人は、上述のとおり、法人税法上の内国法人に該当し、また、法人税法上の「合併」は会社法上の合併に制限されてい

共同事業要件

①事業関連性要件	被合併事業と合併事業とが相互に関連すること（法規3①に細則あり）
②事業規模要件又は役員の経営参画要件	被合併事業と合併事業のそれぞれの売上金額、従業者数、資本の金額もしくはこれらに準ずるものの規模の割合がおおむね5倍を超えないこと、又は、被合併法人の特定役員のいずれかとその合併法人の特定役員のいずれかとが、その合併後にその合併法人の特定役員になることが見込まれていること
③従業者引継要件	被合併法人の合併直前の従業者のうち、その総数のおおむね80%以上に相当する数の者が合併後に合併法人の業務に従事することが見込まれていること
④事業継続要件	被合併法人の合併前に営む主要な事業が合併法人において合併後に引き続き営まれていることが見込まれていること
⑤株式継続保有要件 （被合併法人の株主が50人以上の場合は除外）	被合併法人の株主で合併により交付を受ける合併法人の株式の全部を継続して保有することが見込まれる者が有する被合併法人の株式の合計数がその被合併法人の発行済株式の80%以上であること

ないため、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」という。）に基づく合併も該当する。また、投資法人に係る法人税法の規定の適用については、投資口は株式とみなすこととされており（措法67の15②）、投資主は法人税法上の「株主等」の定義に該当する（法法24四）。したがって、上記の合併に係る法人税法の規定は、投資法人間の合併にそのまま適用となる。

投資法人間の合併が「適格合併」に該当するか否かの判定については、一般的に、合併当事者である投資法人の間に、いずれか一方の法人が他方の法人の発行済投資口総数の50%を超える投資口を保有する関係も、同一の投資主によってそれぞれの法人の発行済投資口総数の50%を超える数の投資口を保有される関係も存しないため、共同事業要件を満たすか否かで判定することになると考えられる。すなわち、被合併法人の投資主に合併法人の投資口のみが交付され（上記（2）に列挙した利益配当としての金銭の交付等は認められる。）、かつ共同事業要件を満たす場合に、法人税法上、適格合併に該当することになる。なお、共同事業要件については、上場投資法人の合併の場合、上記⑤の要件は投資主数が50名以上の場合は除外されるため、①から④のすべての要件を満たす必要がある。

（4）投資法人の合併に係る共同事業要件の判定における問題点の解決

投資法人間の合併において共同事業要件を満たすことができるか否かについては、従前は、問題があると認識されていた。たとえば、共同事業要件のうち①の事業関連性要件については、法人税法施行規則3条1項

において、事業が相互に関連しているか否かの判定に際して、両社が合併直前において

- ・（自社で使用するための）事務所等の固定施設を所有又は賃借していること
- ・ 従業者（役員にあっては常勤役員）があること

などの要件のすべてに該当すれば「相互に関連するもの」に該当するとされており、また③の従業者引継要件については、執行役員と監督役員しかいない投資法人の場合、その従業者の80%以上が引き継がなければならないとすると、執行役員・監督役員のほぼ全員が合併法人に引き継がれる必要があるため、これらの要件は投信法の規制の下にある投資法人が満たす上では困難があると考えられていた。

これらの問題点に対し、国税庁は2009年3月19日付で、金融庁総務企画局長から国税庁課税部長への照会に対する回答として、「投資法人が共同で事業を営むための合併を行う場合の適格判定について（文書回答）」を公開し、適格判定における国税庁の見解を掲示した。当該見解の概要は次頁に示すとおりである。

この見解が示されたことにより、上述の適格判定における懸念は解決され、投資法人間の合併は、基本的に、適格合併に該当することになると考えられる。

なお、この見解のうち事業関連性要件についての「両社のそれぞれが有していた不動産を合併後において有機一体的に活用して引き続き不動産投資事業を行うことが見込まれていること」との記述に関し、合併後において受入資産を相当の割合で処分することが予定されているような場合には、

要件	従来の問題点	文書回答における見解
事業関連性要件	法規3①の要件のすべてに該当するときは、事業関連性があるものとされるが、投資法人がこれらすべてを満たすことは困難である。	不動産投資法人の投資対象がいずれも不動産であることから両社の営む事業は同一の事業と認められ、両社のそれぞれが有していた不動産を合併後において有機一体的に活用して引き続き不動産投資事業を行うことが見込まれていることからすれば、本件合併は事業関連性要件を満たすものであると解される。
特定役員の経営参画要件	「特定役員」とは「社長、副社長、代表取締役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者」とされるが、投資法人における執行役員はこれに該当するか疑問である。	執行役員は投資法人を代表する役員であることが明らかであり、「これらに準ずる者で法人の経営に従事している者」として「特定役員」に該当すると認められる。
従業者引継要件	投資法人は、使用人を雇用することが認められておらず、執行役員・監督役員しかいないため、この要件を満たすことは実務上、困難であると考えられる。	この要件を充足しているものとして、共同事業要件を満たすかの判定を行うことが相当である。

「有機一体的に活用」するという実態があるか否かにつき個別に検討する必要があるケースもありうると考えられる。

2. 投資法人の合併と導管性要件との関連

(1) 導管性要件との関連

投資法人は租税特別措置法67条の15により、一定の要件（満たすべきすべての要件を合わせて、以下において、「導管性要件」という。）を満たす限り、配当等の額を損金の額に算入することが認められており、これにより、投資法人は当期の利益を投資主に配当することにより、實際上、法人税が課されない、一種の「導管体」として組成されている。導管性要件のうち、「利益の90%超を配当すること」という要件（以下、「90%超支払配当要件」という。）につ

いては、本年度（平成21年度）税制改正により大幅な改正がなされており、この改正項目の中には、投資法人間の合併が行われるケースを想定したものも含まれている。以下2.（2）において90%超支払配当要件に係る改正について、その概要を述べるが、その前に、投資法人間の合併が行われた場合の会計及び税務の取扱いの乖離と90%超支払配当要件との関連について、簡単に述べる。

合併に係る会計処理については、2010年4月1日以後に行われる合併（合併法人の2009年4月1日以後開始事業年度からの早期適用可）に伴い発生する負ののれん（合併により増加する資本の額が被合併法人から受け入れる時価純資産額よりも小さい場合のその差額）については、負債勘定を通することなく全額を合併があった事業年度に収益計上する扱いになっている^{注1}。投資法人

の計算に関する規則（以下、「投資法人計算規則」という。）もこれを受けて改正されており、収益計上された負ののれん部分（以下、「負ののれん発生益」という。）は特別利益の区分に表示されることになっている。

上記の会計処理を踏まえ、時価純資産に比べて株価が割安である投資法人（被合併法人）を吸収合併するケースについて、会計上パーチェス法が適用となり、税務上適格合併に該当することを前提とすると、合併受入仕訳（簡便化したもの）は説例1に示すようになる。

説例1に基づく、合併後において会計と税務処理において以下のような乖離が生じることが想定され、これは90%超支払配当要件との関連で影響が生じる可能性がある。

- ・受入資産の合併時時価（会計上の受入価額）が被合併法人における簿価（税務上の受入価額）を上回ることにより、会計上の減価償却費が税務上の減価償却費（損金算入限度額）を超過する場合、または受入資産の譲渡により売却損益が実現した場合には、税務上の所得が会計上の利益を上回ることになる。この場合、90%超支払配当要件を満たしたとしても、投資法人（合併法人）に課税所得が発生することになる。
- ・会計上、負ののれん発生益が生じ、一方、税務上は適格合併のため、負ののれんに見合う負債調整勘定は発生しない。これにより、利益の分配可能額は税務上の所得を上回ることになる。上記のように、減価償却費等の乖離により税務上の所得

説例1. 会計上パーチェス法適用、税務上適格合併の場合の合併受入仕訳（簡便化）

前提：

合併存続法人 A 社				合併消滅法人 B 社			
・発行済投資口 10万口				・発行済投資口 5万口			
・上場時払込金額 50万円/口				・上場時払込金額 50万円/口			
・合併時株価 30万円/口				・合併時株価 24万円/口			
合併直前 B/S (百万円)				合併直前 B/S (百万円)			
資産	100,000	負債	50,000	資産	50,000	負債	25,000
		出資総額	50,000	(時価: 55,000)		出資総額	25,000

- ・ 合併比率 1 : 0.8とする。

会計・税務の合併受入仕訳（簡便化）：

- ・ 増加出資総額 30万円×4万口＝12,000百万円
- ・ 負ののれんの額 資産55,000百万円－負債25,000百万円－増加出資総額12,000百万円＝18,000百万円

合併受入仕訳 < (会計) パーチェス法 >				合併受入仕訳 < (税務) 適格合併 >			
資産	55,000	負債	25,000	資産	50,000	負債	25,000
		負ののれん発生益(P/L)	18,000			資本金等の額(*)	25,000
		出資総額	12,000				

(*) 増加出資総額12,000+資本積立金（合併差益）13,000

が会計上の利益（負ののれん発生益考慮前）を上回ったとしても、負ののれん発生益により生じた分配可能額の枠内で配当することにより、上記の課税所得が生ずる事態を回避することは可能である。

- ・負ののれん発生益については、實際上、発生時点において現金の裏付けはなく、90%超支払配当要件の適用にあたっては、下記（2）に述べるように、一定の調整が行われることとなっている。

注1 2008年12月26日付改正の「企業結合会計に関する会計基準」及び2009年3月24日付公布・施行の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」による。

（2）90%超支払配当要件に係る平成21年度税制改正の内容

90%超支払配当要件は、2001年の当該制度の導入以来、90%の基準となる「利益」は配当可能所得の金額、すなわち税務上の所得金額であり、投資法人は税務上の所得金額の90%超の利益配当を行う必要があった。このように基準となる「利益」を税務上の所得金額としていたことにより、いくつかの問題点が認識されていた。たとえば、減損会計の適用により税務上損金として認められない減損損失が発生した場合等、税務上の所得金額は変わらないまま会計上の利益（分配可能額）が減少するために税務上の所得金額の90%超を配当できないという事態が発生する可能性があり、また、税務調査が入って更正処分を受けた場合、否認額が大きいと税務上の所得金額も増えるため、調査対象年度について90%超支払配

当要件を満たしていなかったという事態が生じ、高額な税負担が発生するリスクがあった。このような問題意識により、本年度税制改正において、本要件の基準となる「利益」を会計上の数値に基づき算定するよう、改正がなされている。本改正は、2009年4月1日以後に終了する事業年度から適用となっており、その内容は、以下のとおりである。

①配当可能利益の額

90%超支払配当要件における基準となる利益の額は、「配当可能利益の額」として、会計上の数値に基づくものであり、具体的には、以下のように算定される（措規22の19②）。

配当可能利益の額

= 税引前当期純利益金額^{注2}

－ 前期繰越損失の額^{注3}

－ 負ののれん発生益^{注4}

－ 減損損失^{注5}の90%相当額

＋ 控除済負ののれん発生益の当期加算額

注2 投資法人計算規則51①

注3 投資法人計算規則54①一

注4 投資法人計算規則48③により負ののれん発生益に細分された金額

注5 投資法人計算規則48③により減損損失に細分された金額

上記は、会計上の税引前利益に基づき、ここから分配可能ではないと考えられる主たる項目を控除するという方式を採っている。すなわち、前期繰越損失がある場合は、その分は分配可能額を低めるため、控除されている。減損損失の90%相当額を控除しているのは、減損損失部分は税務上損金としないため、その分、税務上の所得が大

きくなり税負担が生じる（すなわち、これにより分配可能額が減少する）ため、その税負担部分として90%を乗じた額を控除しているものである。税負担として90%という率を用いているのは、税金分をグロスアップしたところで課税所得が決まるためであり、法人税の現行表面税率である46.29%をグロスアップするとほぼ90%となる。たとえば、減損損失の額が100であるとする、これを税務上加算したことによる課税所得は、表面税率46.29%で計算すると、186となり、これに対する税金は86（ $186 \times 46.29\%$ ）となる。この税負担分を考慮して、減損損失の額の90%を控除することとされていると理解される。負ののれん発生益は現金を伴わない利益であることに配慮して控除されているものであり、これについては以下②で述べる。

なお、この90%超支払配当要件に係る改正は、あくまでも90%超を配当しているかどうかの判定に係る改正であり、支払配当を控除した後に税務上の所得が残れば、その部分は課税されることに留意すべきである。したがって、投資法人において納税を生じさせないためには、会計と税務の処理を一致させることは依然として重要である。

②負ののれん発生益の取扱い

本年度税制改正により、上に示したとおり、90%超支払配当要件における配当可能利益の額の計算上、負ののれん発生益はいったん全額が基準となる利益の額から控除される。これは、負ののれん発生益は合併により受入れた純資産の時価と発行された新投資口の価額との差額であり、状況によっては、投資法人の通常の事業年度の利益

の何十倍にもなることがありえることから、負ののれん発生益を含めた当期利益の90%超を金銭分配することは非現実的であると考えられるためである。しかし、負ののれん発生益部分は、受入資産の減価償却や売却を通じていずれは現金化されることに鑑み、将来において足し戻されることとされている。その調整が、上記算式における「控除済負ののれん発生益の当期加算額」である。この戻入れの方法には、次の2つの方法が認められている。

- ・ 原則的な取扱い：100年均等加算方式（措規22の19③）

いったん控除した負ののれん発生益について、合併事業年度から100年にわたって均等額を戻し入れる方法である。これは、あくまでも90%超支払配当要件の判定における算定方法に関するものであり、所得金額そのものには関係しない。この加算部分が配当可能利益の額の10%未満であれば、結果的に分配しなくとも影響はないこととなる。

- ・ 不動産投資法人の特例：土地紐付方式（措規22の19④～⑦）

上記の100年均等加算方式は不動産投資法人に限らず、すべての投資法人が採用できるが、不動産投資法人^{注6}の場合、土地紐付方式を選択することが認められている。これは、あらかじめ負ののれん発生益部分を合併により受け入れた土地等^{注7}に割り当てておき、その土地等の譲渡又は消滅に合わせて（すなわち、現金化されたときに）、その土地等に割り当てられていた額を加算する方法である。この方式を適用するためには、不動産投資法人である合併法人が事前に^{注8}税務署

長に土地紐付方式を採用することを届け出ている必要があり、この方式を選択した投資法人は100年均等加算方式には戻ることはいできない。

注6 不動産投資法人とは、合併時において、投資法人規約に「その投資法人の有する資産の総

額のうちに占める不動産等の価額の割合を100分の70以上とする」旨を記載している投資法人をいう。ここでの「不動産等」とは、不動産（投信法計算規則37条3項2号イ、ロ及びホに掲げる建物及び付属設備、構築物、土地をいう。）、不動産の賃借権、同号へに掲げる建設仮勘定、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権を指

設例2. 合併により負ののれんが発生する場合の90%超支払配当要件の判定

前提：

合併法人の仕訳（バーチェス法）				合併法人 P/L	税 務
受入資産 (時価ベース)	55,000	引継負債 出資増加額	25,000 12,000	負ののれん発生益計上前の利益	1,500
		負ののれん発生益	18,000	負ののれん発生益（益金不算入）	0
合計	55,000	合計	55,000	税引前当期利益	19,500
				法人税等	0
				税引後利益	19,500
				支払配当	(1,500)
				課税所得	0

- 合併によりA、B及びCの3物件を承継
- 合併後の各事業年度の経常利益：1,500
- 合併した翌年に物件Cを売却し、譲渡益1,000（税務上）発生（会計上は譲渡益なし）

(1) 「100年均等方式」（原則）

① 合併事業年度における判定

分母に加算する「控除済負ののれん発生益」 = $18,000 \times 6 / 1,200 \text{ ヶ月} = 90$

$$\frac{\text{税引前当期利益} - \text{負ののれん発生益} + \text{負ののれん加算額}}{(19,500) - (18,000) + (90)} = \frac{\text{支払配当}}{1,500} = \frac{1,500}{1,590} = 94.43\% > 90\%$$

② 物件売却事業年度における判定

$$\frac{\text{税引前当期利益} - \text{負ののれん発生益} + \text{負ののれん加算額}}{(1,500) - (0) + (90)} = \frac{\text{支払配当}}{1,500 + 1,000} = \frac{1,500}{1,590} = 157.2\% > 90\%$$

(2) 「土地紐付方式」（不動産投資法人の特例）

分母に加算する「控除済負ののれん発生益」の紐付け額（前提）：

物件名	土地の時価（合併時）	負ののれん紐付け額
A	15,000	9,000
B	9,000	5,400
C	6,000	3,600
合計	30,000	18,000

① 合併事業年度における判定

$$\frac{\text{税引前当期利益} - \text{負ののれん発生益} + \text{負ののれん加算額}}{(19,500) - (18,000) + (0)} = \frac{\text{支払配当}}{1,500} = \frac{1,500}{1,500} = 100\% > 90\%$$

② 物件売却事業年度における判定

$$\frac{\text{税引前当期利益} - \text{負ののれん発生益} + \text{負ののれん加算額}}{(1,500) - (0) + (3,600)} = \frac{\text{支払配当}}{1,500 + 3,091^*} = \frac{1,500}{1,500 + 3,091} = 90.01\% > 90\%$$

*90%超支払配当要件を満たすためには、繰越利益からの3,091の分配が必要

す。投資法人規約にこの記載がない投資法人は、土地紐付方式を選択しようとするときは、合併前に投資主総会を開いて規約を変更しておく必要がある。

注7 土地等とは、土地及び土地の上に存する権利をいい、当該土地等を信託する信託の受益権を含む。

注8 合併法人の合併事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内に、負ののれん発生益の各受入土地等への割当額を記した届出書を提出する必要がある。

負ののれん発生益がある場合の90%超支払配当要件の判定について、設例2を用いて、上記2つの方式を示したので、参照されたい。

(3) 留意点

投資法人の合併と90%超支払配当要件との関連において、留意すべきと思われる点を列挙する。

①旧会計基準を採用する場合

90%超支払配当要件における配当可能利益の額の算定で控除できる負ののれん発生益は、投資法人計算規則48条③により「負ののれん発生益」に細分された金額であり、これは新会計基準の適用により計上される利益である。旧会計基準を適用した場合、負ののれん（負債勘定）は每期償却することになり、この負ののれん償却益は控除することは認められない。この場合には、負ののれん償却益がそのまま配当可能利益の額を構成することになり、導管性要件を満たすためには、その90%超の分配を要することになる。なお、新会計基準は、上記2.(1)に述べたとおり、2010年4月1日以後に行われる合併について適用となるが、合併

法人の2009年4月1日以後開始事業年度からの早期適用が可能とされている。

②配当可能利益の額と課税所得の関係

上に述べたように、本年度税制改正による配当可能利益の額の算定は、導管性要件の1つである90%超支払配当要件に関するものであり、税務上の課税所得の算定とは関係しない。たとえ当該要件を含め導管性要件のすべてを満たしたとしても、支払った配当等の額（配当可能利益の額の90%超に該当）が税務上の所得金額に満たない場合には、その差額は課税され、納税を要することになる。反対に、譲渡損の発生等によって当期の税務上の所得がマイナスである場合には、（支払配当を損金算入せずとも課税されないの）90%超支払配当要件を満たす必要はなく、たとえ会計上、負ののれん発生益により剰余金があるとしても、税務の観点からは配当をしなければならないという要請はないことになる。

③負ののれん発生益を原資とする繰越利益から任意分配した場合

負ののれん発生益は合併事業年度の特別利益項目であり、翌期以降は、他の未処分利益と合算され繰越利益を構成するため、投資法人はその範囲内で利益の配当を行うことができる。しかし90%超支払配当要件の判定では、合併時に発生した負ののれん発生益の金額は、実際に分配されたかどうかには関係なく、その後は戻入れが行われることとなり、負ののれん発生益を原資とした繰越利益をこの戻入れ額を超えて分配してしまった場合には、90%超支払配当要件を満たそうとしても、實際上、分配可能額がなく、分配できないという事態も生ずる可能性がある。したがって、負ののれん発

生益を原資とする繰越利益から任意分配する場合には、その後の90%超支払配当要件を満たす上で支障が生じないかに留意する必要がある。

④非適格合併の場合

投資法人間の合併が適格合併に該当しない場合には、上記1. (1) ①で述べたとおり、課税関係は適格合併の場合と大きく異なる。特に、負ののれんに相当する負債調整勘定が生じる場合には、負債調整勘定は5年均等で益金の額に算入されるため、これに伴う課税を避けるためには同額の配当を支払わなければならなくなる。そのために負ののれん発生益を原資とした繰越利益から相当額を分配した場合、このような分配は90%超支払配当要件の判定上考慮されないの、上記留意点の③で述べたところと同様の問題がその後において生ずることになると考えられる。

3. 投資法人の合併に係るその他の論点

(1) 会計上の「取得企業」と税務上の「合併法人」

合併が行われた場合において、会計上は支配株主の存在や合併後の議決権比率等により企業結合における取得企業が決定されることになるが、税務上は法律上の存続法人が合併法人となるため、会計上の取得企業と税務上の合併法人が異なるケースもありうる。税務上、適格合併となる場合には簿価引継ぎとなるため、どちらが会計上の取得企業になろうと税務上の取扱いに影響はないが、非適格合併の場合は会計上の取得企業と税務上の合併法人が異なると種々

の問題が生ずる可能性がある。特に、会計上、負ののれんが発生せず、税務上、負債調整勘定が認識される場合には、負債調整勘定の益金算入額に相当する額を配当する原資がなく、当該部分に課税される可能性が高い。

(2) 新設合併

投信法の規定により、投資法人は登録をしないと資産運用ができないため、投資法人間の合併において新設合併（法人を設立する合併であり、合併する当事会社はともに消滅法人となる。）は実務上、問題があると考えられるが、仮に合併即日登録が可能となれば新設合併が行われる可能性もありうるであろう。税務上の適格合併の判定は、吸収合併の場合と基本的に変わることはない。なお、共同事業要件の判定上は、消滅する双方の被合併法人同士で判定することとなる。

(3) 正ののれん

会計上（正の）のれんが計上される場合には、いったん資産計上して20年以内で均等償却することとされており、減損が認識された場合には減損損失を計上することとなる。税務上、適格合併に該当する場合には、資産調整勘定は認識されず、のれんの償却額は損金算入されないため、会計上の利益が税務上の所得より小さくなる可能性があり、税務上の所得相当額を配当できない可能性がある。

(4) 被合併法人の最後事業年度の取扱い

投資法人が損金算入できる「配当等の額」は、本年度税制改正前は、「金銭の分配の

うち利益の配当から成る部分の金額」と「みなし配当」のみとされていた。金銭の分配は役員会の承認が必要となることから、合併の日で終了する被合併法人の事業年度（税法上の「みなし事業年度」。以下において「最後事業年度」という。）については役員会の承認を受けた金銭の分配が行えないため、被合併法人の最後事業年度の利益については、合併が適格合併に該当する場合には、導管性要件が充足できずに全額課税されるのではないかと懸念されていた。

2009年1月、投信法施行規則193条及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針において、投資法人の合併交付金の支払いが可能であることが確認され、これを受けて、本年度税制改正により、投資法人の所得の金額の算定上、損金の額に算入される「配当等の額」に「合併に際して当該合併に係る被合併法人の投資主に対する利益の配当として交付された金銭の額」、すなわち合併交付金のうち利益の配当見合いの部分が含められた（措令39の32の3①）。これにより、被合併法人の最後事業年度の利益が配当できず、導管性要件を充足できないという問題は解決されたと考えられる。

なお、上記1.（2）に記載したように、被合併法人の株主等に合併法人の株式以外の資産が交付されないことが適格合併の要件の1つであるが、剰余金の配当等として交付される金銭は除外されるため、配当見合いの合併交付金を支払ったとしても、適格合併の判定上、問題は生じない。（これに対し、合併比率調整のための合併交付金の支払は、適格合併の判定の上で問題となるため留意が必要である。）

くわはら・ゆきえ

税理士

新日本アーレスト アンド ヤング税理士法人 パートナー
ビジネス・タックス・アドバイザー部に所属。海外の不動産投資ファンドによる国内不動産への投資ストラクチャーの構築や国内投資家向け不動産私募ファンドの組成及びJ-REIT等に係る税務アドバイス等を行っている。

やまもと・きょうじ

税理士

新日本アーレスト アンド ヤング税理士法人 ディレクター
第一勧業銀行を経て1992年太田昭和（現新日本）アーレストアンドヤングに入社。現在はビジネスタックスサービス部に所属。主にJ-REITの上場・運営に係る税務コンサルティング業務に従事し、税務申告にも精通。